

重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 佐伯さつき会
- (2) 法人所在地 広島県廿日市市津田854番地
- (3) 電話番号 0829-72-2700
- (4) 代表者氏名 理事長 吉田 久美子
- (5) 設立年月日 平成 7年 9月14日

2 事業所の概要

(1) 事業所

平成12年 2月 1日県知事指定

事業種類	事業所名称	介護保険事業者番号
短期入所生活介護	さいきせせらぎ園短期入所生活介護事業所	3473300303
短期入所生活介護空床型	特別養護老人ホームさいきせせらぎ園	3473300519

*当事業所は、特別養護老人ホームさいきせせらぎ園に併設しています

*指定介護予防事業を併設して実施します。定員等は介護予防事業を含みます。

*利用者により、サービスが異なる場合があります。

(2) 事業所の目的

社会福祉法人佐伯さつき会が開設するさいきせせらぎ園短期入所生活介護事業所又は、特別養護老人ホームさいきせせらぎ園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の所在地 広島県廿日市市津田854番地 TEL0829-72-2700

(4) 施設長（管理者） 岩本 聖子

(5) 運営方針

- ・必要に応じた良質の介護・介助
- ・自己決定を尊重した自立への援助

(6) 事業所の概要

- ・建物の構造 鉄筋コンクリート平屋建て
- ・建物の延べ床面積 7,136㎡

(7) 事業者が行っている他の事業

<介護保険法>

- ・特別養護老人ホーム 平成 9年 4月 1日事業開始
- ・養護老人ホーム //
- ・ケアハウス //
- ・老人介護支援センター //
- ・デイサービス //
- ・居宅介護支援事業 平成11年 8月23日事業開始

・特定施設入居者生活介護 平成18年10月 1日事業開始

(8) 送迎の実施地域 廿日市市の佐伯地域及び吉和地域

(9) 営業日・営業時間・利用定員

区 分	営業日	受付時間	サービス提供時間	利用定員
短期入所生活介護	年中無休	8:30～17:30	—————	10名
短期入所生活介護空床型	年中無休	8:30～17:30	—————	—————

(10) 居室等の概要 短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
2 人 部 屋	4 室	多床室 洗面所あり・トイレ完備
1 人 部 屋	2 室	従来型個室 洗面所あり・トイレ完備
食 堂	2 室	
機 能 訓 練 室	1 室	交互牽引滑車運動器・移動式平行棒等完備
浴 室	3 室	機械浴・特殊浴槽・個浴
医 務 室	1 室	
静 養 室	1 室	

*空床型は、特別養護老人ホーム入所者の空きベッドを使用します。

3 職員の配置状況

当事業所では、次の勤務体制でサービス提供を行います。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	短期入所生活介護（特養兼務）
管 理 者	施設長
介護職員	24名以上（特養との兼務） 早出 7:00～16:00 日勤 8:00～17:00 遅出 10:30～19:30 準夜 13:30～22:30 深夜 22:15～ 7:15
看護職員	3名以上（特養との兼務） 月～日 8:30～17:30 9:00～18:00
機能訓練指導員	1名以上（看護職員との兼務） 月～日 8:30～17:30 9:00～18:00
生活相談員	1名以上（特養との兼務） 月～金 8:30～17:30
医 師	嘱託医 1名

4 当事業者が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対し次のサービスを提供します。

- 短期入所生活介護
- 短期入所生活介護空床型

それぞれのサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

次のサービスについては、居住費(滞在費)及び食費を除き利用料金の9割もしくは8割・7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事時間

朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食17:30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴又は清拭を週2回行います。

③排泄・トイレ

- ・排泄の介助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金〉

○短期入所生活介護(短期入所生活介護空床型)(1日当り)

次の利用単位表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金と、食費・居住費の自己負担の合計額を合せてお支払い下さい。

「従来型個室・多床室」利用の場合

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの単位数	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位

連続して60日を超えて同一の事業所に入所している場合

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの単位数	573 単位	642 単位	715 単位	785 単位	854 単位

加算サービス（1日につき）

区 分	利用単位	備 考
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	13 単位	基準を上回る夜勤職員の配置
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	常勤の看護師を 1 名以上配置（空床型利用の場合のみ）
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位	基準上の配置人数より 1 人以上多く看護職員を配置（空床型利用の場合のみ）
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	介護福祉士を 6 割合以上配置
送迎加算（片道）	184 単位	居宅と事業所間での送迎
若年性認知症利用者 受入加算	120 単位	若年性認知症の場合加算
長期利用減算	-30 単位	同一事業所を 31 日～60 日利用する場合に算定
療養食加算	1 食 8 単位	主治医の発行する疾患治療の食事せんに基づき提供される治療食（1日につき3回を限度として）

その他の加算

区 分	利用単位	備 考
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0%	サービス全体の単位数に乘じる

※ 介護職員等処遇改善加算は小数点以下は四捨五入します。

利用料金

1 利 用 料 金	2 介護保険から給付される金額	3 サービスに関わる自己負担額（1－2）
介護職員処遇改善加算を含めた単位数に10.17を乗じた数	利用料の 9 割 ※一定以上の所得がある方は利用料の 8 割、7 割となります	利用料の 1 割 ※一定以上の所得がある方は利用料の 2 割、3 割となります

※ 地域区分 廿日市市 7級地（1単位=10.17円）となります。

※ 少数点以下は切り捨てします。

☆要介護の認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定をうけられた後、自己負担額を除く金額が保険者から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。

【居住費(滞在費)・食費の軽減負担額(1日当たり)】

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費(居室の種類により異なります)		食費	
			多床室(相部屋)	従来型個室		
生活保護受給者		市町村民税非課税世帯に属する	段階 1	0 円	380 円	300 円
老齢福祉年金受給者			段階 2	430 円	480 円	600 円
合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方			段階 3①	430 円	880 円	1000 円
前年の合計所得金額と年金収入額(課税年金+非課税年金の合計が 80 万円超 120 万円以下の方)			段階 3②	430 円	880 円	1300 円
上記以外の方		段階 4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。			
			915 円	1,231 円	1,620 円	

(2) 介護保険の給付対象外のサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費、居住費

食費 (1食)	朝食 320 円	昼食 700 円	夕食 600 円
居住費 (1日)	多床室 915 円	個室 1,231 円	—

②介護給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、越えたサービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

③複写物等の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には一枚につき20円の実費をご負担いただきます。

④レクリエーション、クラブ活動等

レクリエーション、クラブ活動のため使用する材料費について、事前に了承を得て実費をいただくことがあります。

⑤日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等日常生活に要する費用については、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにより実費負担いただきます。

⑥通常の送迎実施地域外への送迎費用

通常の送迎実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として次の料金をいただきます。

- ・通常の介護保険の送迎費に加え通常送迎地域の境界を起点に1kmを越える毎に50円を加えた額

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の利用料金は、次のとおりお支払い下さい。

1月ごとに計算し、翌月15日前後にご請求いたしますので、請求のあった月の25日までに次の方法でお支払い下さい。

① 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ひろしま農業協同組合、郵便局、広島信用金庫

② 下記指定口座への振込

利用事業種類	金融機関名	口座番号・受領者（口座名義人）
短期入所生活介護	ひろしま農業協同組合 津田支店	(普通) 7778032 さいきせせらぎ園短期入所生活介護事業所

※金融機関の手数料(引落とし・振込み)は、契約者の負担となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、都合によりサービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合は、利用予定日の前日までに申し出下さい。

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5 サービスの利用に関する留意事項

当事業所は、次に該当する行為は行いません。

① ご契約者もしくはその家族からの物品の授受

② ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

6 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号 0829-72-2700 FAX番号 0829-72-2705 窓 口 さいきせせらぎ園（総務課） 松尾 聡士 古井 有希 対応時間 8：30～17：30
第三者委員会	藤澤 美百合 電話番号 080-3888-9205 永尾 好彦 電話番号 0829-72-2139 大西 美千代 電話番号 0829-74-0553

○ 利用者からの相談・苦情に対応するため講ずる措置の概要

1. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - (1) 苦情を受けた総務課（窓口）は、直ちにさいきせせらぎ園施設長等に報告し、聞き取りなどの方法で調査を開始します。調査にあたっては、ご契約者とその関係者から公正で公平な立場に立って意見等を伺います。
 - (2) 事業所を統括している特養課長は、苦情処理対策会に詳細な苦情内容を報告します。
 - (3) 苦情処理対策会の組織は、さいきせせらぎ園施設長を最高責任者とし、所長、部長、副所長・各課長その他の職員をもって構成されます。
 - (4) 苦情処理対策会は、特養課長の報告とサービス提供実施職員からの事情説明、意見等をもとに協議を行い、必要な措置を講じます。また、内容によっては法人役員、評議員会に報告を行います。
 - (5) 苦情内容が、県、保険者、国民健康保険団体連合会等に関連したものであれば連絡、報告を行います。また、賠償等が発生するものであれば適宜法律の専門家に相談します。
2. その他の参考事項
 - (1) 苦情から必要な措置が講じられるまで、時間を置かず迅速に対応します。
 - (2) 窓口で苦情内容の優劣等の判断を行うことはありません。些細な内容と思われても必ず、さいきせせらぎ園施設長に報告します。
 - (3) 苦情内容は必ず記録し、その後の経過、討議、処理内容等を記録します。
 - (4) 苦情そのものが発生しないように、利用者に信頼を得られるような態度で接し、知識技能を高める研修を行います。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

廿日市市役所高齢介護課 介護保険係	所在地	廿日市市新宮1丁目13番1号
	電話番号	0829-30-9155
	FAX番号	0829-20-1611
	対応時間	8:30~17:15
広島県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	082-554-0783

7 自己評価について

(1) 年1回自己評価を実施します。

8 第三者による評価について

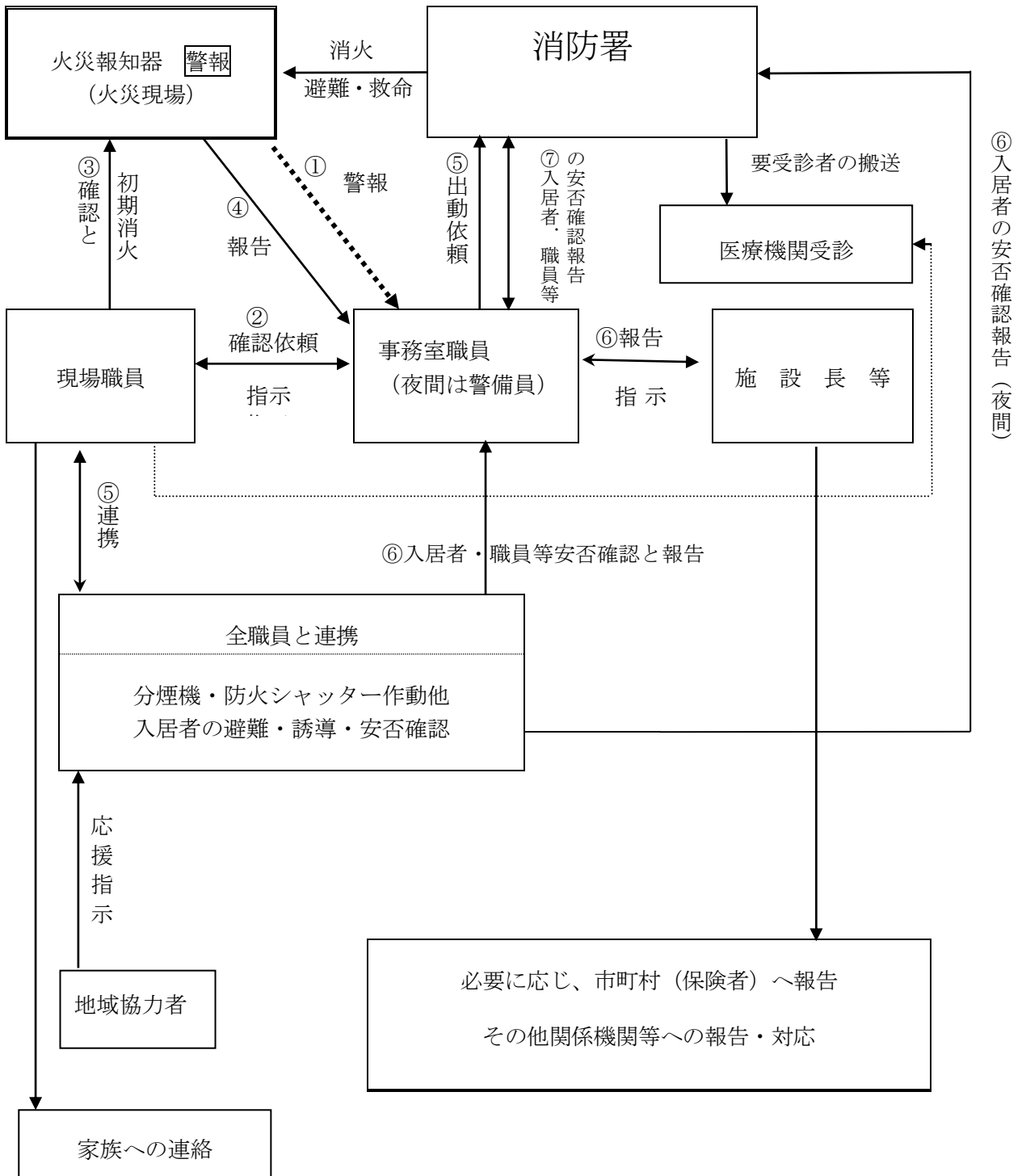
第三者による 評価の状況	① あり	実施日（直近）	令和元年10月24日
		評価機関の名称	広島県シルバーサービス振興会
		結果の開示	①あり 2なし
	2 なし		

9 火災発生時の対応

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

○万一火災の発生した場合は次の「火災発生時の対応フローチャート」の要領で万全を期して利用者の安全を守ります。

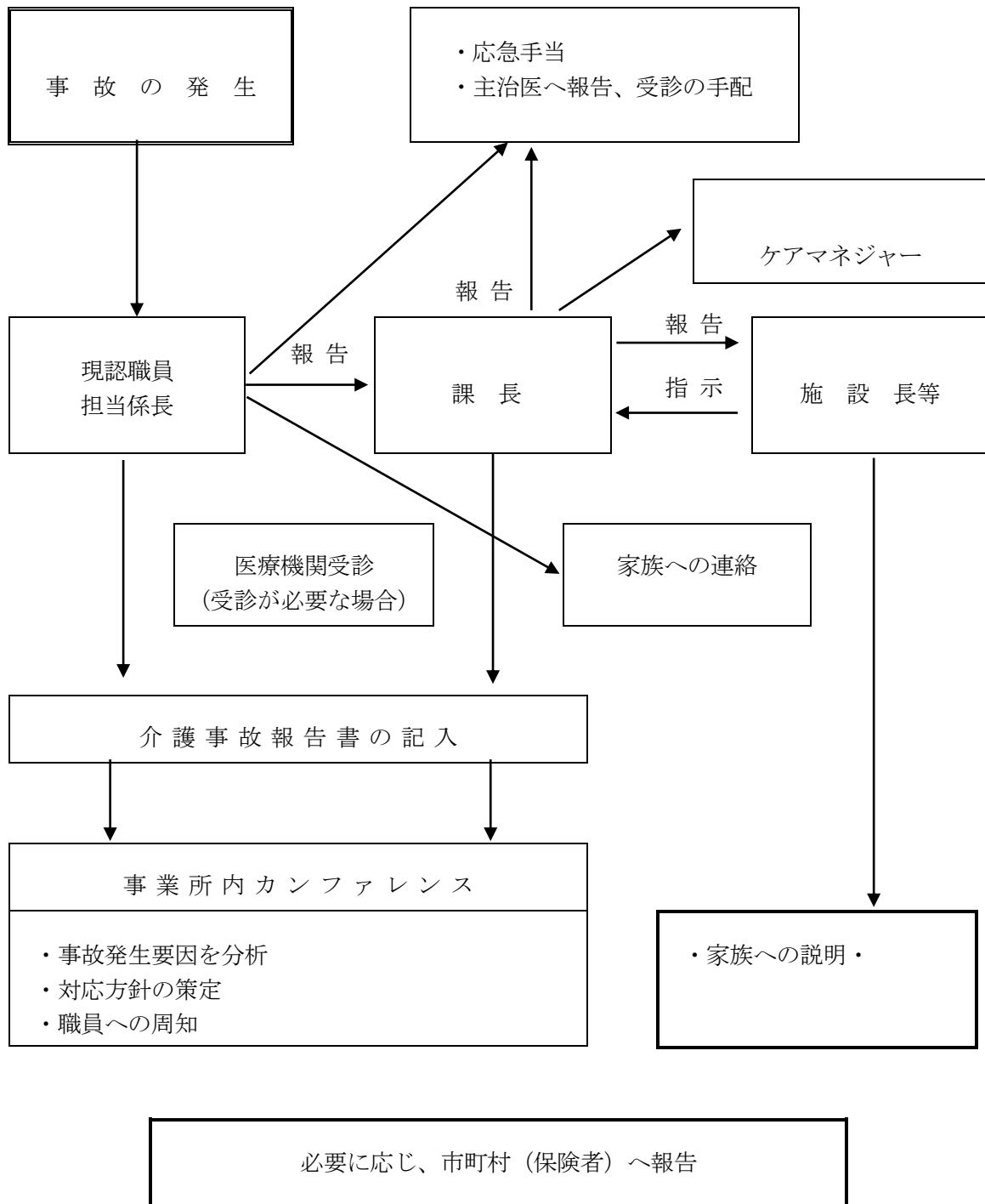
火災発生後の対応フローチャート



10 介護事故発生時の対応

安全対策責任者を設置し、介護事故の発生、事故再発防止に取り組みます。
○万一介護事故が発生した時は、下記「事故発生後の対応フローチャート」の要領で適切に対応します。

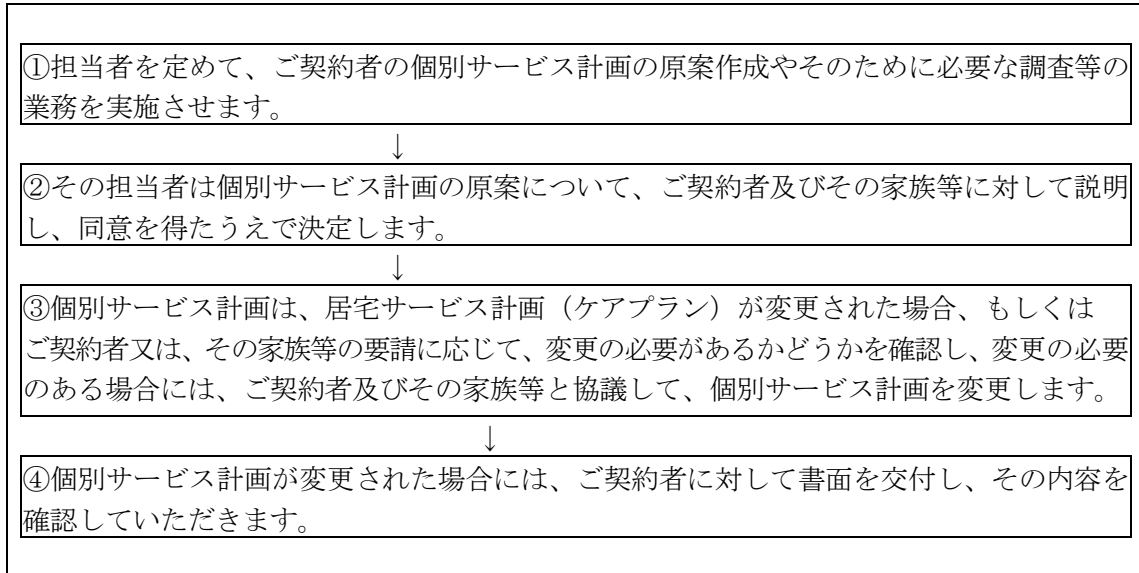
事故発生後の対応フローチャート



11 契約締結からサービス提供までの流れ

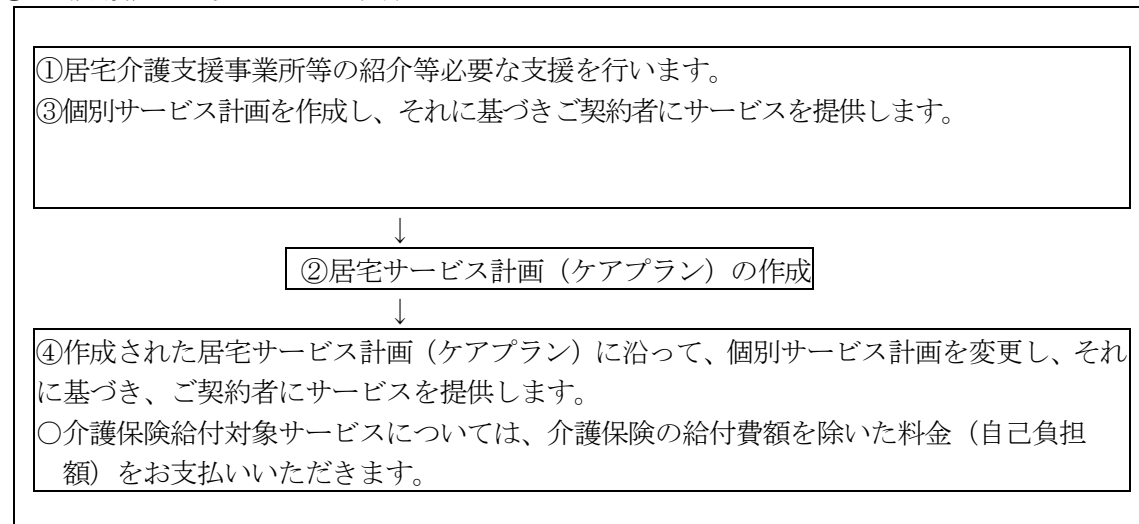
ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは、次の通りです。（契約書第3条参照）



ご契約者に係る「居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合



ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

13 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、次のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・タオル、着替え等社会通念上持ち込むことが適切なもの

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意又は、注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全性等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供

短期入所生活介護については次の医療機関と協力契約を結んでいます。

- ・ 佐伯中央病院

14 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は重大な過失が認められる場合又は、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

15 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施
- (2) その他虐待防止のための必要な措置
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

16 身体拘束適正化を図るための措置に関する事項

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための委員会を開催、指針の整備、研修の実施
- (2) その他身体拘束等の適正化のための必要な措置
- (3) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

指定居宅介護サービス事業の提供の開始に際し、「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 広島県廿日市市津田854番地
社会福祉法人 佐伯さつき会

説明者 _____ ⑩

私は、「重要事項説明書」に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービス事業（短期入所生活介護・短期入所生活介護空床型）の提供開始に同意しました。

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

私は、本人の契約意思を確認し、契約者に代わってその署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩ 契約者との関係（ ）

代行の理由 手指動作困難 高 齢 その他（ ）

令和7年4月変更